

公募型プロポーザル募集要領

1 業務名 長崎県産酒販路構築事業

2 業務概要

(1)業務内容

別添仕様書のとおり

(2)業務期間

契約締結日から令和9年3月26日(金)まで

(3)上限額

4,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 プロポーザルのスケジュール

日程	内容
令和8年7月10日(金)	公募開始
令和8年7月16日(木)正午	質問の受付期限
令和8年7月22日(水)17時	参加表明書の提出期限
令和8年7月30日(木)17時	企画提案書の提出期限
令和8年8月上旬	企画提案書審査(書面)
令和8年8月中旬	審査結果通知

4 企画提案書の作成及び提出

(1)提出書類

別添企画提案書作成要領により作成した企画提案書

(2)提出部数

企画提案書7部、見積書1部

(3)提出方法

持参又は郵送(書留)とする。

※郵送の場合は到着を確認すること

※持参の場合は、県の閉庁日を除く平日の午前9時から午後5時までの間に提出すること

(4)提出期限

令和8年7月30日(木)午後5時(必着)

(5)提出先

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3-1

長崎県 文化観光国際部 物産ブランド推進課 企画・海外班

TEL:095-895-2621

(6)受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受け付けたときは、提出者に対して書類が到着したことを電話またはメールでお知らせします。

(7)留意事項等

ア 香港、台湾、韓国のいずれか 1 地域を選択し提案すること。

イ 企画提案書は1者 1 提案までとします。

ウ 企画提案書を受理した後の追加及び修正は認められません(県が補正等を求める場合を除く)。

5 質疑及び回答

質疑がある場合は電子メールで令和 8 年 7 月 16 日(木)正午まで受け付けます。

なお、正確を期すため、電子メール送信後、電話により受信を確認してください。

質疑と回答の内容は、原則としてプロポーザル参加者全員に回答します。

説明会の開催は予定していません。

(メールアドレス)s38040@pref.nagasaki.lg.jp

6 審査

(1)審査の方法

ア (2)の審査基準に基づき、審査委員会による審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、審査項目 3 の合計点数が上位の者を最優秀提案者とします。審査項目 3 の合計点数が同一の場合には、提案金額の安価な者を最優秀提案者と選定し、提案金額も同一であった場合には、審査委員合議のうえこれを決定します。

イ 審査は、プロポーザル参加資格を得た者で企画提案書及び見積書を提出した者を対象とした書類審査により行います。なお、プレゼンテーションによる審査は実施いたしません。

ウ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2)審査基準

評価にあたっては、仕様書に定める要件を満たしていることを前提とし、提案内容の具体性、実現可能性、継続取引につながるネットワークの質及び規模、販促活動の充実度等を総合的に評価する。

審査項目	審査内容	配点
1. 提案事業者の強み・業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・対象市場への販路開拓に係る知識や経験、交渉力等を十分に有し、輸出実績は十分であるか。 ・過去に同種または類似の業務を実施した実績があるか。 	15
2. 業務の方向性及び全体計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的を理解し、受託者の持つ海外ネットワーク等の資源やノウハウを最大限に活用し、本県産品の継続輸出に向けて本事業で取り組むべき内容を明確にしているか。 ・業務の目的を達成できる適切なスケジュールとなっているか。 	15
3. 業務の内容	<p>(1)商品選定および現地バイヤーの招へい 評価の前提となる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象市場のニーズや販路特性を踏まえた商品が 5 商品以上提案されているか。 ・招へいするバイヤー等候補者を 2 名以上選定しているか。 ・各商品について、想定販路や価格帯、販売方法等が示されているか。 <p>高評価となるポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品選定理由が市場分析や販売実績等根拠に基づいているか。 ・バイヤー等候補者について、企業名、役職、酒類の販売ネットワーク、取引実績、商流構築実績等が具体的に示されているか。 ・商品ごとの販路、価格戦略、販売方法を整理したマッチング計画が詳細であるか。 	20
	<p>(2)現地における販促活動の実施 評価の前提となる事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象市場のニーズや特性を踏まえた販促活動を 1 回以上実施する提案であるか。 ・実施時期、対象者、場所等が示されているか。 ・輸出に必要な調整、フォローアップの実施について示されているか。 <p>高評価となるポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販促活動の実施回数、対象者、実施内容等が具体的かつ効果的であるか。 ・販促活動の手法について、過去実績や既存ネットワーク等を根拠に継続的な輸出に向けた効果が説明されているか。 	20
4. 実施体制・実行力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務実施体制について、具体的かつ明確に記述されているか。 ・提案業務を確実に遂行するために、必要な経験等を有するスタッフの配置体制が確保されているか。 	10
5. 成果指標	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の実績等エビデンスに基づき具体的な数値目標、活動指標が設定されているか。 	10

6. 提案金額	・ 価格点の算定式 満点(10点)×各提案者の提案金額のうち最低の額÷自社の提案金額(ただし、小数点以下を切り捨て)	10
		合計 100点

注1)審査項目 1 から 5 までの評価方法は、A、B、C、D、E の 5 段階評価とし、評価に応じて評点を算出します。

(満点=100 点、端数がある場合は、小数点以下第 2 位を四捨五入)

注2)審査項目 1 から 5 までにおいて、以下のいずれかに該当する場合は、その企画提案書は不採択とします。

- ・全審査委員の評点の平均点が 45 点未満の場合
- ・1 つの審査項目において、全審査委員の半数以上が E 評価とした場合

評 価	評 点
A(たいへん優れている)	項目の配点 × 1.0
B(優れている)	項目の配点 × 0.75
C(普通)	項目の配点 × 0.5
D(やや劣っている)	項目の配点 × 0.25
E(劣っている)	項目の配点 × 0

(3) 審査結果

契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択の如何に関わらず、全応募者に通知します。

(4) 審査対象からの除外(失格事由)

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

7 契約手続

(1)委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。選定後には、最優秀提案者と長崎県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整(以下、「交渉」という。)を行います。この際、内容・金額について変更が生じる場合があります。

(2)交渉が調ったときには、随意契約の手続きに進みます。交渉が調わない場合は、審査の結果次点とされた者が、改めて長崎県と交渉を行うこととなります。

(3)契約金額の支払いについては、精算払いとします。

(4)交渉の相手方が、交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、本件

への参加資格を失った場合は、契約を締結しません。

8 提出書類の取扱

- (1)提出された書類は返却しません。
- (2)提出された書類は、必要に応じ複写します(長崎県及び審査委員会での使用に限る。)
- (3)契約者以外の企画提案の内容について、提案者の承諾なしに利用することはありません。

9 問い合わせ先

長崎県 文化観光国際部 物産ブランド推進課 企画・海外班

TEL:095-895-2621

E-mail: s38040@pref.nagasaki.lg.jp

10 その他

- (1)参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(任意様式)を提出してください。辞退することによって、今後の長崎県との契約等について不利益な取扱いをするものではありません。
- (2)企画提案書の作成経費等、本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、提案者の負担とします。
- (3)6(4)に加え次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。
 - ア 提出書類に不備があった場合、または指示した事項に違反した場合
 - イ 審査委員、長崎県職員または本プロポーザル関係者に対して、本プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4)本業務の実施にあたっては、長崎県と十分な調整を行うこととします。
- (5)仕様書は、審査の結果選定された提案者と長崎県が別途協議・調整のうえ、変更することができます。
- (6)本事業を円滑に遂行するため、長崎県は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができます。
- (7)本委託業務により生まれた著作権等の知的財産の二次利用については、長崎県との協議に応じることとします。